

PGMプロパティーズ株式会社 多治見北ゴルフ倶楽部
2022年度 織部クラブ 年次登録契約書

年次登録者のご登録を希望される方は、以下の契約内容を十分にご確認いただき、多治見北ゴルフ倶楽部 織部クラブ年次登録者への登録契約をお申込み下さい。但し、申込は個人かつ20歳以上の方に限るものとします。
 本契約書第2条のとおり、登録が承認され、かつ、登録料の入金が確認された場合にPGMプロパティーズ株式会社との登録契約が成立します。

【申込内容】		2021年度登録	有	無	登録申込日	年	月	日
氏名 (必須)	フリガナ	性別 (必須) 男・女	生年月日(西暦) (必須)			歳		
自宅住所 (必須)	〒 -		年 月 日					
連絡先電話番号 (必須)	(自宅 ・ 携帯)							
PGMロイヤルティプログラム会員のPGMカード番号 ※PGMアプリの場合はアプリ内のQRコード画面に表示されるカード番号								
2022年度 年次登録有効期間				2022年4月1日から2023年3月31日まで				

<契約条件>

- 登録者申込
 - 多治見北ゴルフ倶楽部(以下「本ゴルフ場」といいます)織部クラブ年次登録者の登録を希望する方は、本契約書に定める手続きに従って登録申込を行います。
 - 登録申込者は、上記の太枠内に必要事項を記入の上、本ゴルフ場に提出するものとします。
 - 本ゴルフ場は、PGMプロパティーズ株式会社(以下「保有会社」といいます)が定める基準に基づいて、登録審査を行います。
 なお、登録を承認されなかった場合の理由については一切開示されないものとし、登録申込者は予めこれを承諾するものとします。
- 登録者資格
 - 登録申込者の登録が承認され、かつ、保有会社が指定する方法による入金が確認され次第、登録申込者と保有会社との間の本ゴルフ場織部クラブ年次登録者(以下「本登録者」といいます)の登録契約が成立し、登録申込者に第5条に定める有効期間内における本登録者の資格が付与されます。
 - 本登録者は、本ゴルフ場において、第4条に定める年次登録者プレー料金でプレーできるものとします。
 - 本登録者は、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則を遵守するものとします。
 - 本登録者の資格は譲渡できません。
 - 本登録者は本ゴルフ場における正会員ではなく、優先的施設利用権等正会員が持つ権利を一切有しません。
- 登録料(消費税込)
登録料は6,600円とします。
- 年次登録者プレー料金(消費税・ゴルフ場利用税込)
 - 年次登録者プレー料金

	3月~6月・9月・12月		10月・11月		7月・8月・1月・2月	
	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝
午前スループレー 休憩有プレー	7,500円	10,000円	8,000円	11,000円	6,500円	8,500円
午後スループレー	3月~6月・9月		10月・11月		7月・8月	
	平日	土日祝	平日	土日祝	平日	土日祝
	6,500円	9,000円	7,000円	10,000円	5,500円	7,500円

※2022年12月1日から2023年2月28日までの期間中は午後スループレーの営業は致しません。

※上記料金は1ラウンドセルフプレー料金となります。

※午前スループレー及び休憩有プレーは3名様以上の予約受付となります。万が一、当日2名様でのご来場となってしまう場合には、組合せをお願いする場合があります。

組合せにならず2名様でのプレーとなった場合には、2バグの割増料金としてお1人様につき本登録者は1,100円、ビジターは2,200円が別途かかります。

加えて、土日祝日はプレーの5日前からキャンセル料としてお一人様につき本登録者は2,000円、ビジターは3,000円が別途かかります。(各消費税込)

※全日セルフ営業の為、キャディバッグの積み降ろし、カートへの積み込み、ホールアウト後のクラブ清掃はプレーヤーご自身でお願いします。

なお、午後スループレーはロッカーとシャワーのご利用ができません。

※午前スループレー、休憩有プレーは指定昼食付となります。午後スループレーに昼食は付いておりません。

(指定昼食付とはゴルフ場指定のメニューとなり、他のメニューをご注文の場合は差額が発生します。)

※午後スループレーは2名様以上の予約受付となります。

※2022年5月2日、5月6日、8月11日~8月16日、12月29日~2023年1月4日は年次登録者プレー料金の対象外となります。

- 年次登録者プレー料金でのプレーは、本登録者ご本人のみ有効です。
- 電話またはPGM Web以外からのご予約(本登録者が同伴者である場合を含みます)は、年次登録者プレー料金の対象外となります。
- 有効期間
本契約の有効期間は、2022年4月1日(第2条により登録契約が成立し、登録資格が付与された日)がそれ以降の場合は、当該付与日)から、2023年3月31日までとします。

6. 資格喪失

- 本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合、本登録者は登録資格を喪失するものとします。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業またはその関係者(以下「暴力団等」といいます)に所属すると認められるとき。
 - 暴力団等の同伴または紹介を行ったとき。
 - 死亡したとき。
- 本登録者が次の事由の一つにでも該当した場合には、保有会社はその資格を取り消すことができるものとします。
 - 他の来場者に不快な思いをさせる行為や本ゴルフ場の業務執行に支障をきたす行為を行ったとき。
 - 本契約、保有会社及び本ゴルフ場が定める諸規則に違反したとき。

7. 登録料の不返還

本登録者が登録資格を喪失した場合、保有会社が本登録者の資格を取り消した場合、もしくは本登録者の都合による本契約の中途解約の場合、支払い済の登録料は返還されません。

8. 個人情報の取扱い

本契約書にご記入のおお客様の個人情報は、顧客管理、宣伝広告及びアフターサービスのために利用するものとし、

パシフィックゴルフマネージメント株式会社がホームページ等に掲げる「個人情報保護方針」

(<https://www.pacificgolf.co.jp/privacypolicy/index.asp>)に従い管理いたします。

保有会社は、当該個人情報を公表している利用目的の範囲内で関係会社に開示する場合があります。

個人情報の利用中止を希望されるお客様は、本ゴルフ場までお申し出下さい。

なお、本契約書へのご記入をもって、当該個人情報保護方針及び利用目的を確認のうえご同意いただいたものとみなします。

当社入力欄 受付・登録日	入力印	確認印	登録者No.	ロッカーNo.	金額	その他	支配人印
年 月 日						円	